教員免許事務担当者講習会（2022/9/10）資料

１．ＩＣＴ事項科目新設に伴う経過措置

（１）[令和3年度教職課程認定基準等の改正に関する事務担当者説明会](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1395208_00002.htm)資料・条文

▼[説明会資料3](https://www.mext.go.jp/content/20210910-mxt_kyoikujinzai01-000017905_04.pdf)・14頁

|  |
| --- |
| 経過措置（免許法施行規則附則第2項）により、改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」を、改正後のICT事項科目とみなすことができるため、以下の場合、ICT事項科目を新たに取得する必要はない。  ①　令和4年3月31日において、課程認定大学等に在学している者で、卒業するまでに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得しようとする者  ②　令和4年3月31日までに、既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の科目を修得した者  ※上記のほか、「大学が独自に設定する科目」における当該内容の科目をみなすことも可能。  ※「在学している者」には、科目等履修生として在籍する場合も含まれる。 |

▼令和3年改正[教育職員免許法施行規則](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=329M50000080026)附則（以下「令和3年改正規則附則」という。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 附　則  １　**この省令は、令和４年４月１日から施行する。**ただし、第1条中教育職員免許法施行規則第2条表備考第14号及び第15号、第5条表備考第七号、第7条、第10条の2、第11条、第11条の2、第16条第5項並びに第21条の2の改正規定並びに第3条は公布の日から施行する。  ２　**令和４年３月３１日において**[**教育職員免許法**](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000147)**別表第１備考第五号イに規定する認定課程を有する大学**若しくは別表第1備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関**に在学している者で、これらを卒業するまでに次の表の第２欄に掲げる科目の単位を修得する者又は令和４年３月３１日までに第２欄に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第１**、別表第3から別表第5、別表第8又は附則第5項**の規定により、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第３条第１項、第４条第１項又は第５条第１項に規定する教科及び教職に関する科目の単位のうち、同表の第２欄に掲げる科目の単位については、同表の第１欄に掲げる科目の単位とみなす。** | | |  |
|  |  | 第1欄 | 第2欄 |  |
| この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目 | 旧規則に規定する科目 |
| 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。） | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）  大学が独自に設定する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に関する内容を含むものに限る。） |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に限る。） | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）  大学が独自に設定する科目（教育の方法及び技術に関する内容を含むものに限る。） |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。） | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）  大学が独自に設定する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する内容を含むものに限る。） |
|  | | | | |

◆[令和3年8月4日付け通知文](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00030.html)

|  |
| --- |
| ２　改正等の要点  （４）経過措置規定  （教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項）  ア）令和4年3月31日において認定課程を有する大学や文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関（以下「課程認定大学等」）に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得しようする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に関する内容を、改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得しようとする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得したものとみなすこととすること。  イ）令和4年3月31日において課程認定大学等に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「大学が独自に設定する科目」において「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得しようする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容をそれぞれ修得したものとみなすこととすること。  ウ）《略》  エ）上記ア）イ）の場合において課程認定大学等に在学している者は卒業を待たずに改正前の免許法施行規則における内容を改正後の免許法施行規則における内容として修得したものとみなすこととして差し支えないこと。 |

　令和3年改正規則附則第2項の「令和4年3月31日において教育職員免許法別表第1備考第五号イに規定する認定課程を有する大学…に在学している者」というのは4年制大学では新課程（新法適用）の2019（令和元）～2021（令和3）年度入学生になります。

それは令和3年改正規則附則第2項の表のとおり第2欄の旧規則に規定する科目が「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」と記載されているとおり新法下の規則名になっていることからも明らかです。

2018（平成30）年度以前入学生については旧課程（旧法適用）のため、旧法下の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」や「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用含む。）」の単位を修得した後、旧法から新法への読み替えを行い、令和3年改正規則附則第2項を適用するということになります。

（２）科目等履修生の対応

◆[令和3年8月4日付け通知文](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00030.html)

|  |
| --- |
| ４　留意事項等  （3）「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の修得方法について  ④ 改正省令の附則第2項及び第3項に規定する在学には科目等履修生として在籍する場合も含まれること。 |

　科目等履修生については、1頁記載の説明会資料や上記施行通知から経過措置の対象となります。ただし、どのような場合の科目等履修であっても経過措置の対象になるわけではありません。

施行通知において、科目等履修生として在籍していることを在学に含むとされていますが、卒業するまでを科目等履修を修了するまでとまではみなしていません。卒業するまでを科目等履修を修了するまでとまではみなしていた平成10年改正法時の経過措置とは切り離して考える必要があります。

参考）平成10年改正法時の解釈：教員免許ハンドブック（解釈事例編（241頁・抜粋）

|  |
| --- |
| Q　平成12年3月31日に科目等履修期間が修了する者について、平成12年4月1日以降も引き続き科目等履修生として単位を履修する場合、旧法適用としてよいか。  A　平成10年改正法附則第6項について、科目等履修生は、大学に「在籍」しているが、「在学」していない。ただし、科目等履修登録があることをもって「在学」しているものとみなし、大学を卒業し、間をおかずに、科目等履修を行う場合、その在学状態の継続性に着目し、その科目等履修が修了するまでの間は平成10年改正法附則第6項に規定する「…卒業するまでに…」に含めるものとする。 |

「間をおかず」とは：教員免許ハンドブック（解釈事例編（241頁・抜粋）

|  |
| --- |
| 「間をおかず」とは学部卒業年度と科目等履修登録が連続している場合、あるいはこれに準ずる場合を含む。これに準ずる場合として想定しているのは、学部卒業後科目等履修登録までの間に事務手続き上のやむを得ない事情により約1ヶ月までの期間が生じてしまう場合などである。 |

　平成10年改正時においては次のようなケースも経過措置対象となっていました。



　つまり、学部を卒業し、間を置かず科目等履修生として在籍し続けた場合、上記の例の場合は卒業後2年間科目等履修をしていますが、2年目の科目等履修修了でもって卒業とみなされていました。科目等履修の修了までに旧法での単位修得を行い、所要資格を得ることができれば経過措置対象とされていました。

　しかし、この扱いはこの時の経過措置のみで、2019（令和元）年度入学生からの新課程移行時の経過措置においては、卒業し、間をおかず科目等履修を開始したとしても卒業した時点で経過措置は適用できなくなりました。今回の改正においても新課程移行時と同様の扱いになっています。

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.43）

|  |
| --- |
| Q　令和4年度以前の入学者が改正前のICT事項科目を修得せずに卒業し、科目等履修生になった場合は、改正後のICT事項科目の修得が必要になるか。下記①・②のパターンそれぞれについてご教示いただきたい。  ① 卒業後、間をおかず科目等履修生になった学生  ② 卒業後、間をあけて科目等履修生になった場合  A　ご質問からは、卒業の時点が不明であるが、令和4年3月31日時点で在学関係がある者の場合、①、②いずれにおいても、令和4年3月31日に卒業しているため、間を置かず科目等履修生になった場合にも、新規則により修得する（新規のICT事項科目の修得必要）。ただし、令和4年3月31日までに既に修得した旧科目は、新規則の科目に読み替えることが可能（例えば、旧「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」→新「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」 |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.44）

|  |
| --- |
| Q　再課程認定時には、法律の切り替えの前後（平成31年3月31日と4月1日）で大学の規定等により科目等履修生の身分が途切れないような扱いができれば、平成28年改正法附則第5条の適用対象となりうるということでしたが、今回はどう解釈してよろしいか。  A　今回の改正においても、改正省令附則第2項により、令和4年3月31日に在学している者が学籍関係が継続している間にICT事項科目を修得する場合は経過措置の対象となります。 |

「今回の改正においても」とありますので再課程認定時と同様の扱いになります。

◆[経過措置等に係るQ&A集（平成31年2月5日）](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/04/04/1414559_3.pdf)No.21

|  |
| --- |
| Q　1点目は、[5月18日付事務連絡の質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/04/04/1414559_2.pdf)の№9に関連する事項で科目履修生の新法経過措置の考え方を6月29日付で3点質問させていただいたのですが回答いただければと思います。（簡略版を本シートに記載しました）  ＜№9＞  質問　施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法のいずれが適用されるのか。  回答　平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合においては、施行の際に現に大学に在学しているものとして旧法適用となる。  1 ＜引き続きの解釈＞この回答の引き続きの部分は、平成31年3月31日まで科目等履修生で在籍し、引き続き4月1日からも科目履修生として継続するということか（A）、それとも学則上等、在籍が3月末日までなかったとしても、同じ学部学科に平成31年4月1日以降も在籍するのであれば、数日の間があったとしても、引き続きとみなすことができる（B）のか、（A）と（B）どちらの解釈になるでしょうか？  教員免許ハンドブック（第一法規 法令・解説編）（以下ハンドブック）241P下段イで、12年3月31日科目等履修期間が修了する者について、12年4月1日以降も引き続き科目等履修生として単位を履修する場合、旧法適用でよいか。また旧法適用でよいとした場合、12年3月31日から間をおかず、引き続き4月1日から科目等履修生として在籍する必要があるか。…「間をおかず」とは学部卒業年度と科目等履修登録が連続している場合、あるいはこれに準ずる場合を含む。これに準ずる場合として想定しているのは、学部卒業後科目等履修登録までの間に事務手続き上のやむを得ない事情により約1か月までの期間が生じてしまう場合などである、とあり、この解釈は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。適用されるなら（B）も旧法適用になるということでしょうか？  2＜科目等履修が複数年継続する場合＞2点目は、ハンドブック243P上段の解説では、さらに一つの科目履修が修了し、間をおかずに、次の科目等履修生が修了するまでの間は継続した状態にあるものとみなす。この場合は旧法を適用できる。とあります。この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。つまり科目等履修生在籍が30年度、31年度、32年度と継続する場合も旧法を適用できると考えてよろしいでしょうか？  3＜略＞  A  1について  この場合の「引き続き」については、平成31年3月31日で科目等履修生としての在籍が切れる場合を含まない。＜以下略＞  2について  ＜略＞間を置かずに新たに科目等履修生としての身分を得た場合であっても、一度科目等履修生としての在籍が切れる場合は、（それまでに所要資格を満たさなければ）経過措置は適用されない。ただし、科目等履修生として（切れ目なく継続した）複数年の在籍がある場合、その在籍が切れるまでに所要資格を満たした場合は、経過措置が適用される。 |

　回答の「2について」の記載のとおり、間を置かずに新たに科目等履修生としての身分を得た場合であっても、一度科目等履修生としての在籍が切れる場合は経過措置対象外となります。

「科目等履修生の身分が途切れないような扱い」とは次のような令和4（2022）年4月1日を途中に含んだ2年継続の在籍期間とする科目等履修生の場合をいいます。



◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.45）

|  |
| --- |
| Q  ①科目等履修生として今年度（令和3年度）在籍している学生が、今年度末までに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を未修得の場合、令和4年度にも科目等履修生として在籍するが、ICT科目は必修となるのか。（継続性があると認められるのか）  ②上記①において、継続性が有るとなった場合、令和2年度まで科目等履修生として在籍していたが、令和3年度は科目等履修生にならず、令和4年度から再度、科目等履修生に在籍予定の場合でも継続性はあるのか。  ③令和4年度から「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を未修得で、新規に科目等履修生となる場合、正規学生向けでは3年次（R6年度）開講予定のICT科目を、科目等履修生のみ対象で令和4年度から開設をする必要があるのか。（上記1・2）の継続性が無い場合も含む）  A  ①令和4年3月31日と令和4年4月1日で間で学籍関係が継続していれば、経過措置の対象となる。  ②令和4年3月31日において在学している者ではないため、経過措置の対象ではない。  ③令和4年度入学者の所定の時期に開設すればよいため必要ない（ただし、在学者にもICT事項科目を修得させたい場合に、大学が所定の手続を経た上で在学者に当該新規科目を開設し、それを科目等履修生が修得するというケースは考えられる）。 |

令和4（2022）年4月1日を途中に含んだ2年継続の在籍期間とする場合や、令和4年3月31日から令和5（2023）年3月30日までという令和4（2022）年4月1日を途中に含んだ在籍期間の場合、令和4（2022）年3月31日時点において在籍関係が途切れていないため経過措置の対象となります。

令和4（2022）年3月31日で在籍期間が一度途切れて、4月1日から新たな在籍期間が始まる場合は継続しているとはみなされません。転入学生の場合は令和4（2022）年3月31日退学、同年4月1日入学という形で在籍大学が異なっても経過措置の対象となるというQ＆A＜[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.50）＞がありますが、それと混同しないようにしなければなりません。

　新規科目は学年進行により開講されますが、Qの③のように科目等履修生のみ対象で令和4年度からICT事項科目を開設する必要はありませんが、Aの③のような開設方法（2019～2021年度入学生対象カリキュラムの変更届においてICT事項科目を追加）や編入学生で履修する必要がある学生のために前倒し開講をすることもできると考えます。

（３）編入学生の対応

転入学生の対応と混同している対応が見受けられます。編入学・転入学とも3年次等大学の途中年次に入ってくるということにおいては共通ですが、編入学は学校教育法に規定のある場合にしかできません。一方、転入学については、学校教育法に規定がなく、同一学校種（大学）間での転校という扱いになります（同一大学・学部内での転学部・転学科等も含みます）。

今回の経過措置では、再課程認定時の経過措置と同様に編入学の場合は学位課程を終えたということで新規則が適用され、転入学の場合は、学位課程が継続しているということで旧規則が適用されるという点で編入学・転入学で扱いが異なります。

◆参考）「編入学」及び「転入学」の定義

[経過措置等に係るQ&A集（平成31年2月5日）](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/04/04/1414559_3.pdf)（No.64）

|  |
| --- |
| Q　「編入学」及び「転入学」の定義は何か。  例えば、平成31年3月31日にA大学B学部を退学し、平成31年4月1日にC大学D学部の3年次に入学した学生の場合、転入学生と取り扱って良いか（経過措置が適用され、旧法適用となるか。）。  A  ○大学への編入学については、学校教育法等に定めるとおり、以下のいずれかに該当する方に限り認められる。  1.短期大学（外国の短期大学及び、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者（[学校教育法](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026)第108条第7項）  2.高等専門学校を卒業した者（[学校教育法](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026)第122条）  3.専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る）を修了した者（[学校教育法](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026)第132条）  4.修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者（[学校教育法施行規則](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000080011)第100条の2）  これらに該当する者については、いずれもそれぞれの課程の学修を修了して新たに学士課程での学修を開始するものであるため、[平成30年5月18日付け質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/04/04/1414559_2.pdf)No.３のとおり、施行の際現に大学に在学している者に該当しない。  ○大学への転入学については、同じ学位課程の学修を継続しつつ在籍関係の異動が生じている場合であり、[平成30年5月18日付け質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/04/04/1414559_2.pdf)No4,5,6のとおり、経過措置の対象となりうる。ただし、ある大学を退学後、別の大学に転入学するまでにどこの大学にも在籍していない空白期間が生じている場合には、学位課程の学修が継続していることにはならない。  ○したがって、設例の場合、在学期間に空白が生じずに継続していることから、施行の際現に大学に在学している者に該当する。 |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.47）

|  |
| --- |
| Q  ①令和4年3月31日において、課程認定大学等に在籍している者で、卒業するまでに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得せず、卒業後に教員免許の修得をする者は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の修得が必要であるという認識で間違いないか。  ②2022（令和4）年4月に3年次に編入学する者で（2020年度入学生の3年次に合流）、編入学前の大学の教職課程で、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得し、その科目を本学の科目として認定すれば、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目を修得する必要はなく、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目が未修得であった場合には、令和4年度入学生と同様に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の修得が必要であるという認識で間違いないか。  A  ①ご認識のとおり。  ②免許法施行規則附則第2項により、令和4年3月31日までに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）。」を修得している場合は、経過措置の対象となるため、新たな修得は不要。それまでに修得していない場合は、改正後の規則の対象となる。 |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.48）

|  |
| --- |
| Q　令和4年3月31日までに、中2種免の課程認定のある短期大学で、改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得せずに、令和4年4月1日に同一教科の中1種免の課程認定のある4年生大学の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に編入学をした場合は、編入学後の大学で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば良いのか。それとも編入学をしたことで、編入学後の大学で、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があるのか。  A　短期大学を卒業しており、編入学をした大学とは学籍関係が継続していないため、編入学後の大学で改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要がある。 |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.49）

|  |
| --- |
| Q　令和4年3月31日に、短期大学で中2種免を取得（所要資格を得た場合を含む。）した者が、令和4年4月1日に4年生大学の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に編入学をし、免許法施行規則第10条の3を活用して同一教科の高1種免の免許を取得しようとする場合、短期大学で修得した改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を、大学の判断で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容とみなせば（認定すれば）、改めて改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。それとも、編入学をしたことにより、編入学後の大学で、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があるのか。その場合、短期大学において修得した改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を、編入学後の大学の判断により、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」（又はどちらか一方）に関する内容としてみなす（認定する）ことは可能か。可能である場合、編入学時に編入学後の大学において、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」や「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容が開設されていることが必要になるのか。（変更届を提出しているだけではなく、実際に開講されている必要があるのか。）改正前の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」も同様か。  A  ○事例では、既に令和3年3月31日までに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得済みであることから改正省令附則第2項の規定により短期大学において「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とみなすことができる。  ○また、免許法施行規則第10条の3の規定により、短期大学でみなされた上記2つの単位を大学の判断により貴学の同科目の単位としてみなすこともできる。なお、編入学の際に短期大学を卒業していることから当該学生については改正後の免許法施行規則が適用される。  ○「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」も基本的に同様であるが（経過措置対象）、この場合は一種と二種で求められる修得単位数が異なることに留意。 |

編入前の短大において、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を修得していれば、「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位とみなした上で、編入先大学において免許法施行規則第10条の3の規定により「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位として認定することになります。

「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」も同様に編入前の短大において、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を修得していれば、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の単位とみなした上で、編入先大学において免許法施行規則第10条の3の規定により「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の単位として認定することになります。

単位認定にあたっては学則において開設されているかどうかが重要であり、実際に開講されているかどうかは問いません。教職課程に限らず編入学した年度に認定先科目が休講であれば認定できないとなるとその年度の事情により単位認定の有無が変わるという状況が生じてしまいます。

（４）転入学生の対応

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.50）

|  |
| --- |
| Q　令和4年4月1日に、4年生大学「A大学」から別の4年生大学「B大学」の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に転学をした場合は、卒業までに「A大学」又は「B大学」で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。  A　事例の場合、同じ学位課程の学修を継続しつつ在籍関係の異動が生じている場合であり（短大や高専等の卒業・修了をしていない）、令和4年3月31日と同年4月1日で、教職課程のある大学等との在学関係が引き続いていれば、経過措置の対象となる（在籍する大学が変わっても構わない）。 |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.51）

|  |
| --- |
| Q　令和3年度以前にA大学α学科に入学し、令和4年4月1日以降に小1種免の課程認定があるA大学β学科に転学部・転学科（改正前の免許法施行規則が適用される学年）をし、小1種免の取得を目指す場合は、卒業までにβ学科で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。  A　ご認識のとおり |

転入学生の場合は、学位課程が継続しているということで旧規則が適用されるという点で編入学生とは扱いが異なります。

転入学生の場合はすべて旧規則適用ではなく、ある大学を退学後、別の大学に転入学するまでにどこの大学にも在籍していない空白期間が生じている場合には、学位課程の学修が継続していることにはならず新規則の適用となります＜8頁：[経過措置等に係るQ&A集（平成31年2月5日）](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/04/04/1414559_3.pdf)（No.64）参照＞。

（５）平成10年改正法以前において修得した者のみなし

　旧規則の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を新規則の単位として自動的に読み替えの対象となるのは、令和4年3月31日において在学する者で卒業までに修得した者と、「令和4年3月31日までに第2欄に掲げる科目の単位を修得した者」となっています。

「令和4年3月31日までに第2欄に掲げる科目の単位を修得した者」というのは「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の修得が義務化された1990（平成2）年度以降入学生までさかのぼるものではありません。

それは令和3年改正規則附則第2項の表のとおり第2欄の旧規則に規定する科目が「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」と記載されているとおり新法下の規則名になっていることからも明らかです。

平成10年改正法以前において修得している場合は、平成29年改正規則による読み替えを行ったうえで令和3年改正規則附則第2条を適用することになります。

▼[教育職員免許法施行規則](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=329M50000080026)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 附　則（平成29年11月17日文部科学省令第41号）  （施行期日）  1　この省令は、平成31年4月1日から施行する。〈以下略〉  （経過措置）  2　（略）  3　新法別表第1から別表第8まで、附則第5項、第17項及び第18項の規定により教諭、養護教諭・栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位について、次の表の第1欄に掲げる免許状の種類に応じ、第3欄に掲げる科目の単位については、新課程を有する大学が適当であると認めるものは、第2欄に掲げる科目の単位とみなすことができる。 | | | | |
|  | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |  |
|  |  | この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目 | この省令による改正前の教育職員免許法施行規則に規定する科目 |  |
|  | 小学校  教諭 | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。） |  |
|  |  | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 中学校  教諭 | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。） |  |
|  | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 高等学  校教諭 | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。） |  |
|  | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育課程及び指導法に関する科目（保育内容の指導法に係る部分を除く。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 養護教諭 | 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目 | 教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内容に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 栄養教諭 | 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目 | 教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内容に関する内容を含むものに限る。） |  |
| ４～８　（略） | | | | |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.42）

|  |
| --- |
| Q　経過措置について、令和4年度以前の入学者、例えば令和2年度の卒業生が「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」にあたる本学開講科目「教育方法論」を在学中に修得済みの場合、ICT事項科目の修得は必要ないという認識でよいか。  A　ご質問の場合、令和2年度の卒業時に既に「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得されているので、令和4年3月31日までに既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む）」の科目を修得した者として経過措置により、改正後の「教育の方法及び技術」及びICT事項科目を修得したものとみなすことができる。 |

上記取扱いは平成29年改正規則附則第3項によるみなしを踏まえた上での対応となります。

平成29年改正規則附則と令和3年改正規則附則に基づき、平成10年改正法下での単位を読み替える場合をまとめると次頁の表のとおりになります。



　前頁の表の見方ですが、旧法下での事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に開設されていた授業科目「教育方法論」（2単位）の単位を新規則の「教育の方法及び技術」「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に読み替える場合を例に説明します。

「教育方法論」（2単位）は「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）」に該当します。その科目は新法旧規則（令和3年改正前の規則）における「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に該当するため、その科目の単位として読み替えます。そして、その読み替えられた科目の単位は、令和3年改正規則附則の第2欄「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る」に該当することから、その科目の単位は第1欄の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に限る。）」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。）に読み替えます。

つまり一番左から右に読み替えていくという形になります。

（６）学力に関する証明書の記載

2022年4月1日以降は必ず新様式を利用しなければなりません。

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.46）

|  |
| --- |
| Q　令和元年度入学生～令和3年度入学生の学力に関する証明書は4月以降発行する場合、修得済、未修得のいずれの場合も新規則の学力に関する証明書を発行することになるか。  A　改正省令については令和4年4月1日より施行されるため、それ以降は改正後の免許法施行規則に対応した学力に関する証明書を発行いただく必要がある。 |

○　令和元年度入学生～令和3年度入学生のカリキュラムにおいては、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」という事項は必修とされておらず、経過措置として改正前の事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を修得すれば、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位を修得したものとみなされることとなっています（[令和3年改正免許法施行規則附則第2・3項](https://www.mext.go.jp/content/20210730-mxt_kyoikujinzai02-000016931_1.pdf)）。

○　そのため、カリキュラム上「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に位置付けられている授業科目であっても、単位修得後は、学力に関する証明書においては「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の証明欄において単位修得証明をすることとなります。

○　経過措置適用者の場合は、学力に関する証明書様式は「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」があるものを使うという誤解のないようにしなければなりません。

○　経過措置上は「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に位置付けられた授業科目が存在するものの、法令上は、令和4（2022）年4月1日以降、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は存在しなくなるため、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の証明をすることはできないということになります。

◆経過措置適用科目の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」欄の証明例

①共通事項

　記載方法については、文部科学省から記載例が示されていますが、この証明書を受け取った相手側がわかるようにできていればよいので、各大学において工夫してかまいません。文部科学省の示した例と私の提示する2つの例をもとに説明します。

　なお、経過措置が適用される者の証明について、文部科学省からの留意事項として、備考欄に「令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2、3項により、旧課程において修得した「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目の単位を、改正後の「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の単位とみなす場合、備考欄にその旨補足すること」と記載例に指示があります。そのため備考欄には「注）令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。」という一文を入れます。

②文部科学省提示の記載例

2単位科目として開講されていた「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」における開講科目「△△△△△」を改正後の「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位としてみなす場合が示されています。この場合、「単位修得済授業科目」欄の「名称」と「単位数」欄には、「△△△△△」の単位を2重カウントしないよう留意する必要があります。そのため、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」では授業科目名に（　）を付して、「△△△△△」の単位が両方の事項の単位として使用されている旨がわかるように記載します。



③文部科学省例示以外の証明例１

　「教育の方法及び技術」にのみ授業科目名と単位を記載し、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の欄では「名称」欄は空白、「単位数」欄に※を記載し、備考欄にて「教育の方法及び技術」の単位に含むという記載をします。



④文部科学省例示以外の証明例２

　2つの事項の「名称」と「単位数」欄を結合し、2つの事項を1つの授業科目でカバーしている旨がわかるようにします。この方法が一番手間のかからない証明方法だと思われます。各大学において、1つの事項で1つの欄というこだわりがなければこの方法が一番簡易かと思います。



２．共通開設

（１）共通開設とは

教職課程において、1つの授業科目は1つの免許課程の授業科目としてのみ利用できるというのが原則となっています。

その例外が共通開設で、1つの授業科目を2以上の免許課程の授業科目として使用できる状態を共通開設しているといいます。

共通開設することで、1つの授業科目の単位を修得することでその単位で共通開設している複数の免許課程の単位とすることができます。

例1）「日本史概説」という授業科目を中学・社会と高校・地理歴史の2課程において使用する場合「日本史概説」の単位を修得すれば、中学・社会と高校・地理歴史の両課程の単位として扱うことができる。もし、共通開設としない場合は、中学・社会用の「日本史概説」と高校・地理歴史用の「日本史概説」を別に開設し、中学・社会用の「日本史概説」の単位は高校・地理歴史の単位として使用できないことになる。

例2）教職専門科目「教職論」を幼・小・中・高の課程において共通開設すると、「教職論」の単位修得でもって、幼・小・中・高の4課程の単位として証明することができる。

共通開設は科目開設方法の例外（教職課程認定基準では特例と規定されている）であるため、教職課程認定基準4－8に規定する方法においてのみ可能とされています。

2021年の改正により2022年度から共通開設できる範囲が広がったため、範囲を広げる場合は変更届の提出が必要となります。共通開設は「できる」ということで、義務ではありません。担当教員の業績の範囲等により幼・小・中・高の4課程間の共通開設ができない場合もあります。

これまでできなかった小・中間の共通開設の緩和が改正の中心の1つとなっているため、通知文では義務教育特例という表現が使われています。

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.65）

|  |
| --- |
| Q　義務教育特例に係る基準改正について、①変更届を提出して適用を受ける場合、最短で「令和5年4月1日入学者（令和5年3月末日までに変更届提出）」から適用となるのでしょうか。②令和5年4月1日から組織再編を行うため、本年度（令和4年）3月下旬までに課程認定申請手続を行う予定。この場合、義務教育特例を想定した専任教員配置で書類を作成し申請することになるか。  A  ①最短で令和4年4月1日から適用となります。この場合、令和4年3月31日までに変更届の提出が必要です。  ②義務教育特例を適用した基準で申請いただくことが可能（特例を使うかどうかは、任意。） |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.59）

|  |
| --- |
| Q　今回の基準の改正を踏まえ、共通開設等変更をする場合、在学生にも適用は可能か。  A　在学生についても新基準の適用は可能である。その場合、在学生用の科目の変更届を提出してください。 |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.55）

|  |
| --- |
| Q　複数学科等間での共通開設について、幼稚園教諭と養護教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」での共通開設を考えているが、本学の幼稚園の教職課程の科目は、保育士養成課程の科目を併せ行う科目が含まれている。そのような科目についても養護教諭と共通開設及び専任の共通化が可能か。  A　当該保育士養成課程の科目と併せ行う科目が、教職専門科目に位置付けられる科目であれば可能です。 |

　保育士養成課程の科目としても使用できるかどうかは保育士養成課程の内容と合致していれば可能です。保育士と教職課程の両方において必要とされている内容を満たすことができないと両方の資格に使用できる科目として使用できませんので科目内容の設定に注意する必要があります。



※改正前の開設形態に加え、改正後の開設形態をとることが可能ということで必ず改正後の形態にしなければならないというわけではない。

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.54）

|  |
| --- |
| Q　教職課程認定基準改正前においては、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設する場合の特例は組み合わせて適用することはできないと定められていたが（改正前教職課程認定基準4－8と4－9は組み合わせて適用することができない）、改正後は、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設する場合の特例を組み合わせて適用できると解してよいか。  A　これまでは、教職専門科目の共通開設については、同一学科で共通開設できる特例（旧基準4－8（2））と、複数学科で共通開設できる特例（旧基準4－9（2））が別の基準として設定されていたため、特例を重ねて適用することは不可としていましたが、今回の改正で、これを一本化した（新基準4－8（2））ため、同一学科・複数学科に関わらず共通開設が可能となっています。4－8（2）に基づき、共通開設が可能な範囲で実施していただくことが可能です。 |

（２）前提条件

①学則上の位置づけで特定の学科等の授業科目として位置づけられていないこと

例）教職論：複数の学科（A～C学科）で中高の教育の基礎的理解に関する科目として設定

ア）共通開設とならない学則の規定例

教職専門科目

A学科　　　　　　　　　　　　　C学科

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 授業科目名 | 単位数 |  |  | 授業科目名 | 単位数 |
| 教職論 | 2 |  |  | 教職論 | 2 |
| ・・・ | ・・・ |  |  | ・・・ | ・・・ |

B学科

|  |  |
| --- | --- |
| 授業科目名 | 単位数 |
| 教職論 | 2 |
| ・・・ | ・・・ |

⇒それぞれの学科で開設していることになる。

イ）共通開設となる学則の規定例①

教職専門科目

A学科　　　　　　　　　　　　　C学科

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 授業科目名 | 単位数 |  |  | 授業科目名 | 単位数 |
| ・・・ | 2 |  |  | ・・・ | ・・・ |
| ・・・ | ・・・ |  |  | ・・・ | ・・・ |

C学科　　　　　　　　　　　　　共通開設科目

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 授業科目名 | 単位数 |  |  | 授業科目名 | 単位数 |
| ・・・ | 2 |  |  | 教職論 | 2 |
| ・・・ | ・・・ |  |  | ・・・ | ・・・ |

⇒学則に1か所に規定されている科目を複数の学科で使用するという状況を作る。

ウ）共通開設となる学則の規定例②

教職専門科目

A学科　　　　　　　　　　　　　C学科

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 授業科目名 | 単位数 |  |  | 授業科目名 | 単位数 |
| 教職論　※ | 2 |  |  | 教職論　※ | 2 |
| ・・・ | ・・・ |  |  | ・・・ | ・・・ |

B学科

|  |  |
| --- | --- |
| 授業科目名 | 単位数 |
| 教職論　　※ | 2 |
| ・・・ | ・・・ |

※印の科目は共通開設科目である。

⇒学科ごとに開設しているが、共通開設している旨記載し、学科単独開設でないことを明記する。

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.58）

|  |
| --- |
| Q  ①現状、既に複数の学科等がそれぞれの学科等で同じ内容の科目を開設している場合、その状態を維持したままの共通開設ということは可能か。  ②例えば、A学科が開設する中学校（社会）の科目を、B学科の高校（地理歴史）の免許申請のための科目として使用することができるか。  A  ①上記No57を満たした上で、同一の共通科目を、複数クラス開設（各学科等の所属学生それぞれに対して開設）するということもあり得る。  ②社会と地理歴史で重なる事項について可能。それを共通開設として行うことも可能であるし、他学科開設科目を自学科開設科目にあてるということも可能。 |

②どのクラスのシラバスも同一の内容であること

共通に開設しているのでそのようにすることは当然の帰結になります。

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.57）

|  |
| --- |
| Q　「共通開設」というのは、実態として同じ時間に同じ教室で実施するということが必要なのか。どのように捉えたらよいか。  A　同一の授業科目名、同一のシラバスであることを想定している。一般的に、学則上、異なる科目として位置付けられている場合（学科によって科目名が異なる等）は、客観的に共通開設であるとは捉えられないことに留意。 |

共通開設する授業科目を複数開講する場合、時間割や受講対象者を一致させる必要はありません。共通開設とは、あくまで複数の課程において使用するという学則上の開設方法の規定にとどまり、同じ時間に同じ教室でという開講形態まで細かく求めるものではありません。そのため、A学科は月1、B学科は月2ということで時間割・対象学科を別々にしてもかまいません。あくまでその授業科目の属性が共通開設科目ということで複数の免許課程・学科間で共通の内容であることを学則で示しているにすぎません。

（３）「共通開設科目」の開設可能範囲（一種・二種）



（４）改正後の教職課程認定基準

|  |
| --- |
| **４－８　授業科目を共通に開設できる場合の特例**  大学の同一の学科等又は複数の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。  （１）「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目  ⅰ）同一の学科等において複数の教職課程を置く場合  ①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。  ②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。  （イ）中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）  （ロ）中学校（社会）と高等学校（地理歴史）  （ハ）中学校（社会）と高等学校（公民）  （二）中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）  （ホ）中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）  （へ）中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）  （ト）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）  （チ）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭  （リ）中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）  （ヌ）中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭  （ル）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）  （ヲ）中学校（技術）と高等学校（情報）  （ワ）中学校（技術）と高等学校（工業）  （カ）高等学校（看護）と養護教諭 |

下線を引いた2か所が昨年の改正で追加となった組み合わせです。

このように共通開設できる教科・免許種は限定されています。これらの組み合わせ以外では共通開設はできません。

◆[令和5年度開設用手引き別冊](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/14aebe72e806d963ec15bb0988718abe.pdf)Q＆A（No.9）

|  |
| --- |
| Q　1つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合（例えば、数学と工業）、1つの授業科目を数学と工業の「教科に関する専門的事項」として使用することはできるか。  A　できない。「教科に関する専門的事項」を複数の課程（この場合数学と工業の教職課程）において共通開設できるのは、教職課程認定基準に定められている場合についてのみである。  質問にある場合については、1つの授業科目を数学と工業の両方の教職課程における「教科に関する専門的事項」として共通開設することはできないため、いずれか一方の授業科目とすることが必要である。 |

|  |
| --- |
| ③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。  （イ）小学校の国語と中学校（国語）・高等学校（国語）  （ロ）小学校の社会と中学校（社会）・高等学校（地理歴史）・高等学校（公民）  （ハ）小学校の算数と中学校（数学）・高等学校（数学）  （二）小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）  （ホ）小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）  （へ）小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）  （ト）小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）  （チ）小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）  （リ）小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸） |

▼義務教育特例の趣旨

☆[「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm)（令和3年1月26日）

|  |
| --- |
| ○　教科担任制の導入なども踏まえ、教師には、一層、学校段階間の接続を見通して指導する力や、教科等横断的な視点で学習内容を組み立てる力など、総合的な指導力を教職生涯を通じて身に付けることが求められる。このため、教員養成段階では、小学校教諭の免許状と中学校教諭の免許状の両方の教職課程を修了し、両方の免許状を取得することが望ましいが、2つの教職課程を同時に学生に求めることは学習範囲も広範にわたり、負担が大きい。  ○　このため、従来、小学校と中学校の教職課程それぞれに開設を求めていた授業科目を共通に開設できる特例を設けることにより、学生が小学校と中学校の教諭の免許状を取得しやすい環境を整備する必要がある。 |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.61）

|  |
| --- |
| Q　義務教育特例は、中学校の課程認定はあるが小学校の課程認定のない学科（A学科）が、小学校一種の課程認定を受けている学科（B学科）と教科に関する専門的事項や教職専門科目を共通開設するなどして、他の小学校一種免許に必要な科目はB学科で他学科履修をし、中学校一種の教員免許に加えて他学科履修で小学校一種の教員免許を取得することができるという趣旨の改正か。  A　本改正の趣旨としては、小学校の教職課程と中学校の教職課程の科目の開設方法の弾力化により、大学が両方の教職課程を設置することがより可能となることを目的としているが、結果的に学生にとって両方の免許状取得がしやすくなることが想定される。一方で、他学科間での学生の履修の乗り入れが生じることになるため、科目の開設方法での工夫や、全学的に質を担保するための体制の整備等について、十分留意する必要がある。 |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.62）

|  |
| --- |
| Q  ①教育学科中等教育コースにおいて、卒業までに中一免と小一免（または小二免）の両方の取得に必要な単位の修得が実質的に可能である場合、本学の広報媒体で、「本学が指定する条件を満たした上で、コースを越えて所定の単位を修得することにより、小学校教諭二種免許状が取得できる場合もあります。」などと注記することは差し支えないか。  ②教育学科のコース共通科目として「小中教育実習」を開設し、小一免及び中一免の教職課程に共通に開設する教育実習の科目とした場合、教員養成を主たる目的としていない他学科の学生が当該科目を履修することは可能か。  A  ①所属する学科やコース外の履修であること等を明確にした上で、そのような履修指導をすることも考えられる。ただし、履修上の負担等、学生側に誤解が生じない伝え方に留意が必要。  ②可能である（教員養成を主たる目的とした学科と他学科とで、複数学科の共通開設として扱う場合） |

　他学科受講による免許状取得については、あたかも自学科で認定を受けていない免許状について取得できるような広報とならないよう注意する必要があります。

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.63）

|  |
| --- |
| Q　中高の教職課程のあるA学科で、小学校免許の取得を可能とする場合に、B学科（教育学科）の小学校教諭養成課程と共通に科目開設するなどによりA学科の小学校課程の教員養成カリキュラムを編成し、A学科として小学校課程認定の申請をすることになる、という理解でよろしいか。  A　A学科で小学校免許の課程認定を受けたい場合は、まずはA学科が教員養成を主たる目的とする学科等であることの要件を満たす必要がある。その上で、課程認定を受ける際のカリキュラムの編成において、今回の基準改正で認められた範囲でA学科内の中高の科目や、B学科と共通開設科目を含めて申請することが可能となる。A学科で小学校の課程認定を受けない場合であれば、科目レベルでのB学科との連携（共通科目の設定等）することが可能。 |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.66）

|  |
| --- |
| Q　免許の小中併有を実現するためには、課程認定は学科ごとに受けるものであるため、例えば、小学校の課程認定のあるA学科で中学校教諭1種（理科）を追加する場合、あるいは、中高の課程認定のあるB学科で小学校教諭1種を追加する場合には、改めて課程認定を受ける必要があり、また、小学校教諭の課程認定については、課程認定基準2（6）により教員養成を主たる目的とする学科等でなければならないことから、学科の目的等を変更する必要、すなわち、改組等の申請の必要がある、という理解でよいか。  A　義務教育特例を活用し、A学科とB学科の科目の共通開設等をするだけであれば変更届で可能であるが、新たな教職課程の認定を追加するのであれば、課程認定が必要。また、小学校の課程認定の場合はご認識のとおり、教員養成を主たる目的とした学科等である必要があることから、認定を受ける学科等の目的等変更に伴う所定の手続が必要。 |

　科目レベルでの共通開設化が可能という趣旨であり、課程認定申請を求めるものではありません。課程認定申請により認定を受けることが可能であれば、認定を受けることができるということになります。

|  |
| --- |
| ⅱ）複数の学科等において複数の教職課程を置く場合  ①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。  ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。  ②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。  （イ）中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）  （ロ）中学校（社会）と高等学校（地理歴史）  （ハ）中学校（社会）と高等学校（公民）  （二）中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）  （ホ）中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）  （へ）中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）  （ト）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）  （チ）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭  （リ）中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）  （ヌ）中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭  （ル）中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）  （ヲ）中学校（技術）と高等学校（情報）  （ワ）中学校（技術）と高等学校（工業）  （カ）高等学校（看護）と養護教諭  ③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。  （イ）小学校の国語と中学校（国語）・高等学校（国語）  （ロ）小学校の社会と中学校（社会）・高等学校（地理歴史）・高等学校（公民）  （ハ）小学校の算数と中学校（数学）・高等学校（数学）  （二）小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）  （ホ）小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）  （へ）小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）  （ト）小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）  （チ）小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）  （リ）小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸） |

同一の学科等において複数の教職課程を置く場合と同様です。

|  |
| --- |
| ④　①から③による授業科目の共通開設を行う場合は、４－３（２）及び４－４（２）により開設する授業科目と合わせ、中学校教諭の教職課程にあっては施行規則第４条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとし、高等学校教諭の教職課程にあっては施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとする。 |

→改正前の基準

|  |
| --- |
| **４－３　中学校教諭の教職課程の場合**  （２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第４条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。  　ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。 |

|  |
| --- |
| **４－４　高等学校教諭の教職課程の場合**  （２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。  　ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。 |

⇒改正後の基準

|  |
| --- |
| **４－３　中学校教諭の教職課程の場合**  （２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第４条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。  ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。 |

|  |
| --- |
| **４－４　高等学校教諭の教職課程の場合**  （２）「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第５条第１項表備考第１号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。  ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。 |

◆[令和5年度開設用手引き別冊](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/14aebe72e806d963ec15bb0988718abe.pdf)Q＆A（No.5）

|  |
| --- |
| Q　中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」について、施行規則第4条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項の半数まで認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができるとの規定があるが、開設授業科目数の半数とは違うのか。  A　施行規則第4条及び第5条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項に関する科目の事項の半数までである。例えば、高等学校教諭の理科の教職課程であれば、第2欄の教科に関する専門的事項は、  ・物理学  ・化学  ・生物学  ・地学  ・「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」  の5つの事項が規定されており、5の半数は2．5であるため、これを越えない事項（2つの事項分）までは、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができる。 |

　中高の教科に関する専門的事項に関する科目においては、令和3年の改正前までは、科目区分の半数までにしか他学科等開設科目を配置することができませんでした。上記理科の例であれば5つの科目区分がありますので、半数は2.5であるため2つの科目区分までということになります。1つの科目区分に1科目でも他学科等開設科目が含まれるとその科目区分は他学科等開設科目が含まれる区分1としてカウントされます。

　令和3年の改正により、これまでの上述の基準に加えて、自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、他学科等開設科目を充てることができるようになりました。

　後者のほうがより弾力的に多くの他学科等開設科目を配置できるようになります。

　このように2つの方法をとることが可能となりましたが、下記Q＆Aのとおり大学全体でどちらかに統一する必要はないとのことです。

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.53）

|  |
| --- |
| Q　中学・高校の教科専門科目についての他学科等開設科目の活用可能な範囲が、教育職員免許法施行規則の科目の半数までか、自学科等が開設する科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれか、に変更になったが、大学全体（全ての課程認定）で統一して選択するのではなく、課程認定や年度により、どちらかを選択することができるという理解でよいか。  A　大学全体での統一は不要であるが、教職課程を置く学科等の課程ごとに、いずれかの基準を満たす必要がある（学科等によりどちらを満たすかは大学の判断）。なお、「年度により選択」の意味が不明であるが、ある年度から本基準の適用範囲を変えることにより授業科目の開設方法等科目変更が生じる場合は、事前に科目の変更届が必要となるため、適切に手続を行ってください。 |

　他学科等開設科目の使用範囲が拡大されることになったのは、下記報告書の提言がもとになっています。

☆[複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/081/mext_00191.html)（令和2年2月18日）

|  |
| --- |
| 教科専門科目は、教職課程の授業科目のうち、例えば社会科における歴史、地理、法律・経済等の内容のように、教科の専門的内容を修得する科目である。社会科の教員として必要な専門性は、例えば法学部や経済学部などの教科に関連する学位を取得するための学修を通じて身に付けることが予定されている。このため、教科専門科目については、基本的には免許取得のためだけに特別な科目を履修するのではなく、当該学科等の学位取得に必要な科目の中に位置付けられているものを履修することとなる。  　しかしながら、大学の学位プログラムの学修は専門分化しているため、一学科のみの学修範囲が、初等中等教育段階の各教科の範囲と一致するわけではない。例えば、社会科は歴史、地理、公民の各分野に広がるが、法学部や経済学部の専門科目が必ずしもこれら全ての分野を網羅しているものではない。このため、現行制度でも自学科等以外で教科専門科目としてより適切な科目が開設されている場合に、それを活用することが認められているが（教職課程認定基準４－３（２）、４－４（２）、４－９（１））、それはその科目が全学共通科目等に位置付けられている場合や開設元の学科等では教職課程の科目になっていない場合に限られているほか、活用できる上限も科目の事項※の半数までとされている（教職課程認定基準４－３（２）、４－４（２））。  ※科目の事項：免許教科の種類に応じて免許法施行規則に定める教科専門科目の事項。例えば中学校の社会では、「日本史・外国史」、「地理学（地誌を含む）」、「法律学又は政治学」、「社会学又は経済学」、「哲学、倫理学又は宗教学」という５つの事項が定められている。  　教科専門科目をより充実する観点から、全学共通科目等に位置付けられていない場合や開設元の学科等で教職課程の科目になっている場合も含めて学科等の間で共通して教科専門科目として活用できるようにする（図１）とともに、上限についても、自学科等が開設する教科専門科目の単位数を超えない範囲まで認める（図２）ことが適当である5。  5 なお、このように他学科等の科目の活用範囲を広げるとしても、当該学科等で教科の専門性を修得できる学位プログラムを提供していること（学科等の目的・性格と免許状との相当関係（教職課程認定基準２（３））の基準を満たすこと）は必要である。 |

教科に関する専門的事項に関する科目の半数を適用する例

法学部法律学科　※黒網掛け・下線の授業科目は一般的包括的内容を含む授業科目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 授業科目名 | 単位数 | 開設主体 |
| 日本史・外国史 | 日本史概説  外国史概説  日本法制史  西洋法制史  日本政治史  西洋政治史  政治思想史 | 4  4  4  4  4  4  4 | 法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部 |
| 地理学（地誌を含む。） | 人文地理学  自然地理学  地誌 | 4  4  4 | 法学部  法学部  法学部 |
| 「法律学、政治学」 | 法学概論  憲法A（人権）  憲法B（統治機構）  民法A（総則）  民法B（物権）  民法C（債権総論）  民法D（債権各論）  民法E（親族・相続）  刑法総論  刑法各論  民事訴訟法  刑事訴訟法  商法A（商法総則・商行為）  商法B（会社法）  商法C（手形小切手法）  商法D（保険法）  政治学概論 | 4  4  4  4  4  4  4  4  4  4  4  4  4  4  4  4  4 | 法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部 |
| 「社会学、経済学」 | 社会学概論  経済原論  法社会学 | 4  4  4 | 社会学部  経済学部  法学部 |
| 「哲学、倫理学、宗教学」 | 哲学概論  倫理学概論  宗教学概論  法哲学 | 4  4  4  4 | 文学部  文学部  文学部  法学部 |

自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲を適用する例

法学部法律学科　※黒網掛け・下線の授業科目は一般的包括的内容を含む授業科目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 授業科目名 | 単位数 | 開設主体 |
| 日本史・外国史 | 日本史概説  外国史概説  日本法制史  西洋法制史  日本政治史  西洋政治史  政治思想史 | 4  4  4  4  4  4  4 | 文学部  文学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部 |
| 地理学（地誌を含む。） | 人文地理学  自然地理学  地誌 | 4  4  4 | 文学部  文学部  文学部 |
| 「法律学、政治学」 | 法学概論  憲法A（人権）  憲法B（統治機構）  民法A（総則）  民法B（物権）  民法C（債権総論）  民法D（債権各論）  民法E（親族・相続）  刑法総論  刑法各論  民事訴訟法  刑事訴訟法  商法A（商法総則・商行為）  商法B（会社法）  商法C（手形小切手法）  商法D（保険法）  政治学概論 | 4  4  4  4  4  4  4  4  4  4  4  4  4  4  4  4  4 | 法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部  法学部 |
| 「社会学、経済学」 | 社会学概論  経済原論  法社会学 | 4  4  4 | 社会学部  経済学部  法学部 |
| 「哲学、倫理学、宗教学」 | 哲学概論  倫理学概論  宗教学概論  法哲学 | 4  4  4  4 | 文学部  文学部  文学部  法学部 |

自学科開設科目の単位数：88、他学科開設科目：40単位

「教科に関する専門的事項に関する科目の半数を適用する例」の場合5科目区分中2科目区分まで他学科等開設科目を充てることができます。

　一方、「自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲を適用する例」の場合だと、科目区分数に関係なく自学科開設科目の単位数（88単位）を超えない範囲で他学科等開設科目を充てることができます。

|  |
| --- |
| （２）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」  ⅰ）以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。  ① 教育の基礎的理解に関する科目  ② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程においては教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分 |

■教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程においては教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分）

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.1）

|  |
| --- |
| Q　幼稚園課程の各科目に含める必要事項は「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」となっており、小・中・高のICT事項科目とは事項名が異なるが、授業科目名称を小・中・高と同じ「教育方法及び技術(情報通信技術の活用を含む）」とし、幼と小で共通開設することは可能でしょうか。  A　幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭免許状における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、小・中・高の事項名と異なるが、従前の事項においては事項名・コアカリキュラムともに同一であったことに鑑み、幼・養護・栄養の課程においても、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の内容を満たした上で、ICT事項に係る内容の1単位以上の授業時間の確保がシラバス上で確認できる場合には、小・中・高と共通開設が可能。 |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.5）

|  |
| --- |
| Q  （1）「教育の方法及び技術」を従来の情報機器及び教材の活用を含む内容で2単位開設すれば、「教育の方法及び技術」（小学校用）と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」（幼稚園用）の共通開設は可能か。（なお、ICT事項科目は１単位で別途新設し、小必修、幼選択を想定）  （2）中・高と養護においても（1）と同様にすることは可能か。  A　（1）（2）ともに可能ですが、共通開設とするならば授業科目名・シラバスを共通にする必要があります。 |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.7）

|  |
| --- |
| Q　ICT事項科目改正に伴い、中高免許の課程に新科目を追加するが、従来の「教育方法論」はそのまま開設したい。その場合の「教育方法論」は、中・高、養護教諭、栄養教諭で共通開設することは可能か。  A　ご質問の場合、「教育方法論」の授業内容が従来の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムを満たすものとして開設され、かつ、中高の課程には新たな授業科目（ICT事項科目）の履修を追加で求めるのであれば、「教育方法論」は中・高・養・栄で共通開設が可能。 |

|  |
| --- |
| ⅱ）道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。  ① 総合的な学習の時間の指導法（高等学校教諭においては総合的な探究の時間の指導法。養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間に係る部分に限る。）  ② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）  ③ 生徒指導の理論及び方法  ⅲ）道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。以下「道徳の理論及び指導法」という。）（養護教諭及び栄養教諭においては道 徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。  ⅳ）道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分に限る。以下「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」という。）については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設 することができる。 |

|  |
| --- |
| ⅴ）教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。以下「教育実習」という。）及び教育実 習に含めることとする学校体験活動については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程、小学校 教諭及び中学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設する ことができる。ただし、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程で共通に開設する授業科目を幼稚園教諭又は高等学校教諭の教職課程と共通に開設することはできない。 |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.68）

|  |
| --- |
| Q　4－8（2）Ⅴにおいて、小学校教諭と中学校教諭で共通に開設した教育実習の授業科目は直接的には高等学校教諭には利用できないが、単位の流用（施行規則第2条表備考第11号）により教育実習の単位は3単位まで流用可能と思います。この場合、流用により小学校教諭・中学校教諭用の教育実習の単位を5単位取得した学生は高等学校免許取得のためにこの単位を３単位流用して高等学校免許の教育実習単位（3単位）を満たせるという理解でよろしいか。  A　幼稚園、小学校、中学校については、記載のとおり教育実習のうち3単位を他校種の教育実習の科目から流用できますが、高校の場合は、規則第5条表備考第4号において、他校種の教育実習の科目を2単位まで流用できるとしています。 |

|  |
| --- |
| ⅵ）教育実践に関する科目の教職実践演習に係る部分については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学 校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。 |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.64）

|  |
| --- |
| Q　義務教育特例を適用した場合の教員養成カリキュラムの教育実習（小中教育実習）の共通化の例を具体的にお示しいただきたい。  A　中学校の教職課程のある学科等は、高校の教職課程も併せて有するケースが多いと思わるため、例えば、実習本体部分の4単位のうち、2単位ずつ共通化を図ることが考えられる（例：小・中共通を2単位、中・高共通を2単位、小単独2単位）。 |

|  |
| --- |
| ⅶ）「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及 び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。 また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。  ① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法  ② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法  ③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法  ④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法  ⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法  ⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法 |

|  |
| --- |
| ⅷ）「各教科の指導法」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組 み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。  ①小学校の国語と中学校（国語）  ②小学校の社会と中学校（社会）  ③小学校の算数と中学校（数学）  ④小学校の理科と中学校（理科）  ⑤小学校の音楽と中学校（音楽）  ⑥小学校の家庭と中学校（家庭）  ⑦小学校の体育と中学校（保健）又は（保健体育）  ⑧小学校の外国語（英語）と中学校（英語）  ⑨小学校の図画工作と中学校（美術） |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.60）

|  |
| --- |
| Q　基準4-8（２）vi）で「各教科の指導法に関する科目」の共通開設について、小・中間で可能で、中・高間で可能ということは小・中・高間で可能ということでしょうか（基準4-8（２）v）の教育実習の箇所では、ただし書きによる打ち消しがあるが、vi）ではないので可能と読むこともできる）。  A　中高の各教科の指導法の特例（ⅶ）と、小中の各教科の指導法の特例（ⅷ）はそれぞれ別の取扱いであり、かつ、共通で実施できる内容として科目内容を構成した場合である（このため、既存科目をどちらにも使えるという趣旨ではなく、共通開設にふさわしいシラバスの内容に見直すことが必要）。今回の改正においては、小中校での各教科の指導法の共通開設までは認めていない。 |

※Qの冒頭基準4-8（２）vi）は（ⅶ）の誤り。

※Aの下から2行目「小中校」は「小中高」の誤り。

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.214）

|  |
| --- |
| Q　小学校の各教科の指導法と幼稚園の保育内容の指導法について、「同一学科等において授業科目を共通に開設することができない」こととなっているが、免許法施行規則では保育内容の指導法の単位のうち、半数までは小学校の各教科の指導法等の単位をもってあてることができることとなっている。  あくまで単位の流用の規定であるため、小学校の各教科の指導法のうち、国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育については、保育内容の指導法と共通に開設し、当該科目に配置した専任教員は幼稚園と小学校の両方においてそれぞれ専任教員としてカウントすることはできないという理解でよいか。  A　御質問のとおり、小学校の「各教科の指導法」と幼稚園の「保育内容の指導法」は共通開設できない。また、同一の教員が両方の課程の科目を担当している場合であっても、それぞれの課程の専任教員になることはできない。 |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.67）

|  |
| --- |
| Q　義務教育特例を活用し、例えば、国語の各教科の指導法について、「初等中等国語科教育法」（小1種免・中1種免（国語））の開設し、この授業科目を高１種免（国語）の「大学が独自に設定する科目」として変更届を提出することは可能か。  A　可能である。 |

　それぞれの課程の科目を担当することは業績があれば可能ですが、科目を担当できることと専任教員として扱うことができることは別です。

|  |
| --- |
| （３）「複合科目」  「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、４－８（２）ⅶ）に準じて取り扱うものとする。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （４）専任教員の配置  ⅰ）同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合  教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関す る科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの 教職課程において、専任教員とすることができる。  なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要専任教員数に ついては、次の表の第一欄に掲げる４－１（３）、４－２（４）の規定中、同表第二欄に掲げる字句 を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。 | | | | |
|  | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |  |
|  | ４－１（３） | （右欄）  合計３人以上 | 合計２人以上 |  |
|  | ４－２（４） | ①～⑤で合計８人以上 とする。 | ①～⑤で合計７人以上 とする。 |  |
|  | | | | |

◆[2021/11/2質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（No.56）

|  |
| --- |
| Q　2つの学科等があり、それぞれ別の教職課程を有している場合、一方は通信教育課程のみの学科等でも、複数の学科等における教職専門科目の共通開設の範囲に含まれるか。  （例）・A学科（通学課程）（通信教育課程） ①幼稚園教諭二種  ・B学科（通信教育課程） ②幼稚園教諭二種  上記の場合も、①②間で共通開設が可能と考えてよろしいか。  A　共通開設は可能であるが、A学科において課程認定基準10を適用し、通学課程の専任教員を通信教育課程にあてている場合は、課程認定基準4－8（4）の特例を重ねて適用する（A学科の教職課程で通学課程及び通信課程で専任教員とし、さらにB学科の教職課程において専任教員とする）ことはできませんのでご留意ください。 |

|  |
| --- |
| ⅱ）複数の学科等において複数の教職課程を置く場合  ①「教科に関する専門的事項」  「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。ただし、中学校教諭の教職課程にあっては４－３（５）ⅰ）表及び高等学校教諭の教職課程にあっては４－４（５）ⅰ）表に定める必要専任教員数の半数（うち１人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等に籍を有する者でなければならない。  ②「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において専任教員とすることができる。 |

◆[令和5年度開設用手引き別冊](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/14aebe72e806d963ec15bb0988718abe.pdf)Q＆A（No.78）

|  |
| --- |
| Q　中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」などの必要専任教員数について、教職課程認定基準において「大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて」とあるが、一の学科において開設している科目を他の学科でも履修するようにしている場合、必要専任教員数を算出するにあたっては、科目を開設している学科の定員を基準とするのか、科目を履修する学科すべてを合計した定員を基準として算出するのか。また、一の学科に所属する専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要専任教員数を満たしているといえるのか。  A　共通に履修することとなる教職課程を置いている学科等すべての入学定員の合計数を基準として算出する。なお、学則上は一の学科にのみ位置付けられている「教育の基礎的理解に関する科目等」などを他学科でも履修させるようにしている場合であっても、教職課程認定上は、複数の課程で共通の授業科目を開設していると考えるため、教職課程認定基準4－9（4）より、一の学科に所属する専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要専任教員数を満たすことは可能である。 |

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.324）

|  |
| --- |
| Q　「複合科目」を担当する専任教員は「教科に関する専門的事項」の専任教員に含めることができるとある。例えば、中一種免（社会）の「複合科目」を5学科で共通開設する場合、一人の教員を5学科すべての中一種免（社会）の「教科に関する専門的事項」の専任教員に含めることができると理解して問題ないか。  A  課程認定基準4－8及び4－9に定めるとおり、それぞれの課程において専任教員とすることができる。  ただし、課程認定基準4－3及び4－4に定めるとおり、必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とする必要がある。 |

※認定基準4－9は令和3年の改正で4－8に統合されました。

「複合科目」を担当する専任教員は教職課程認定基準4－3（5）ⅱ（※3）に「教科に関する専門的事項」の必要専任教員数に含めることができるとあります。そのため、上記Qのとおり社会の複合科目を複数の学科等間で共通開設すると、それぞれの学科等において専任教員数に含めることができます。

ただし、社会の必要専任教員数4名のうち、2名については認定を受けようとする学科等の専任教員とすることなっていますので（教職課程認定基準4－3（5）ⅱ（※4））、この点に注意しておく必要があります。

３．総合的探究の時間の指導法の新設に伴う経過措置

▼教育職員免許法施行規則

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 附　則  1　この省令は、令和6年4月1日から施行する。ただし、教育職員免許法施行規則第5条、第9条、第10条及び第65条の10の改正規定は公布の日から施行する。  2　〈略〉  3　附則第1項ただし書に規定する規定の**施行の日において課程認定大学**、免許法第5条第1項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関、免許法別表第1備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関若しくは免許法別表第2の2備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている栄養教諭の教員養成機関**に在学している者で、これらを卒業するまでに次の表の第三欄に掲げる科目の単位を修得するもの**、同日において免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で、同欄に掲げる科目の単位を修得するもの**又は同日までに同欄に掲げる科目の単位を修得した者が、免許法別表第1**から別表第8、附則第5項、附則第9項又は附則第17項**の規定により高等学校の教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状又は栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧規則第5条第1項に規定する教科及び教職に関する科目の単位、旧規則第9条に規定する養護及び教職に関する科目の単位又は旧規則第10条に規定する栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位のうち、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、第二欄に掲げる科目の単位とみなす。** | | | | |
|  | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |  |
|  |  | 新規則に規定する科目 | 旧規則に規定する科目 |  |
|  | 高等学校教諭 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な探究の時間の指導法に限る。） | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（総合的な学習の時間の指導法に限る。） |  |
|  | 養護教諭 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容に限る。） | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容に限る。） |  |
|  | 栄養教諭 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容に限る。） | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容に限る。） |  |
|  |  |  |  |  |

◆[7月28日付け通知文](https://www.mext.go.jp/content/20200729-mxt_tokubetu01-000024192.pdf)

|  |
| --- |
| 第２ 改正等の要点  （2）高等学校学習指導要領の改訂に伴う規定の整備  ① 高等学校教諭普通免許状の授与に必要な科目の単位に含めることが必要な事項等について、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める等の規定の整備を行うこと（施行規則第5条第1項、第9条、第10条及び第65条の8関係）。  ② ①の施行日（公布日である令和4年7月28日）において課程認定大学、教員養成機関、養護教諭養成機関又は栄養教諭養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに旧規則の規定により総合的な学習の指導法等に関する科目の単位を修得する場合、同日において免許法認定講習・公開講座・通信教育の課程を履修している者で、同科目の単位を修得する場合又は同日までに同科目の単位を修得した場合は、当該単位を新規則に規定する総合的な探究の指導法等に関する科目の単位とみなすこと（改正省令附則第3項関係）。 |

　「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める改正免許法施行規則が2022（令和4）7月28日に公布され、即日施行されました。

　対象となるのは高等学校（改正免許法施行規則第5条）、養護教諭（改正免許法施行規則第9条）、栄養教諭（改正免許法施行規則第10条）の3つの免許種になります。

　この改正を受け、高一種免、養護一種・二種免、栄養一種・二種免の学力に関する証明書の発行においては、2022（令和4）年7月28日以降は改正後の事項名で証明することになります。ただし、期限は示されていないものの改正前の「総合的な学習の時間の指導法」という名称のままの証明書でも受理するよう8月30日に発信されたメールで都道府県教育委員会に指示されています。

◆8月30日に発信されたメール

|  |
| --- |
| 各都道府県教育委員会においては、本省令附則第３項の経過措置を踏まえ、提出された学力に関する証明書において「総合的な学習の時間」との旧名称となっていた場合においても、申請を受理するなど、免許状の申請者に負担が生じないよう、柔軟なご対応をお願いいたします。 |

　令和4年改正規則附則第3項の「施行の日において課程認定大学…に在学している者」というのは4年制大学では新課程（新法適用）の2019（令和元）～2022（令和4）年度入学生になります。

それは令和4年改正規則附則第3項の表のとおり第2欄の旧規則に規定する科目が「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」と記載されているとおり新法下の規則名になっていることからも明らかです。

2018（平成30）年度以前入学生については旧課程（旧法適用）のため、旧法下の「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」や「教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。）」において総合的な学習の時間の指導法の内容を含んで修得している場合においては、旧法から新法への読み替えを行い、令和4年改正規則附則第3項を適用するということになります。

☆学力に関する証明書の記載例（2019（令和元）～2022（令和4）年度入学生の読み替え表記）



　8月30日に示された様式例においては特に備考欄の記載について指示はありませんでした。しかし、これまで、読み替えた場合について、備考欄で記載するという形になっているため記載しておくことが望ましいと考えます。

法令上、備考欄の記載について規定はないものの、これまで読み替えを行った単位について備考欄に記載するようになったのは平成10年改正法時のQ＆Aにて「いかなる科目をどのような科目として「みなし」たのか、受入れ大学が発行する単位修得証明書において明確にされていなければならない。」と示されたことから、そのような流れが続いています。

◆[教育職員免許法等に関する解釈事例について（平成11年10月5日）](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/ac83519c79764395ab4a9ef110edd05e.pdf)

|  |
| --- |
| 問35　編入学前後の免許教科が異なる場合の扱い  　編入学前に在籍した大学が「工業」の課程認定のみを有し、編入学後の受入れ大学が「理科」の課程認定をのみを有する場合、受入れ大学が適当であると判断すれば、編入学前の大学で修得した「工業」の教科に関する科目の単位を受入れ大学での「理科」の教科に関する科目の単位とみなすことができる。  （回答）  　受入れ大学が適当であると判断すれば、当該大学の有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位とみなすことができる。  　また、このような「みなし」を行った単位については、受入れ大学において単位修得証明を行うことが必要であり、いかなる科目をどのような科目として「みなし」たのか、受入れ大学が発行する単位修得証明書において明確にされていなければならない。 |

　小・中と高で事項名称が変わることになりますが、共通開設については、改正前後で変更がないため、従前どおり共通開設が可能となります。その場合の科目名称ですが、「総合的な学習の時間の指導法」でもかまわないことが再課程認定時のQ＆Aで示されています。

◆[再課程認定質問回答集](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/01/16/1388004_6.pdf)（No.255）

|  |
| --- |
| Q　「総合的な学習の時間の指導法」について、高校では「総合的な探究の時間」という名称が採用され、また、課題研究等の探究的な学習もさまざまな科目で実施されることを考えると、中等教育段階での教員志望者を対象とする本学のような大学では、「探究的な学習の指導法」という形で科目を設定することも考えられると思うが、そのような方針は妥当か。  A  ○コアカリキュラムの内容を踏まえた上で、学習指導要領の改正を踏まえた科目内容及び科目の名称を設定することは妥当である。  ○一方、「探究」のみが取り出された「探究的な学習の指導法」という名称は、「総合的な学習（探究）の時間」の趣旨（学習の対象が「横断的・総合的」であること、学習の過程が「探究的」であること）と科目の内容が一致しないことが考えられ、名称変更の指摘がなされる可能性があるため、留意いただきたい。（科目の名称の例示については、今後検討を行う予定。）  ○なお、学習指導要領の改正により、小中学校は「総合的な学習の時間」、高校は「総合的な探究の時間」という名称となるが、教育課程上は同趣旨の領域であるため、高等学校の課程（及び、小中高で共通開設を行っている課程）についても、「総合的な学習の時間の指導法」という名称とすることは適切である。 |

また、8月30日に発信されたメールにも「従前より、各大学等では新高校学習指導要領に基づき「総合的な探究の時間」に係る授業等が実施されていることから、今回の改正は単なる科目の名称変更であり、実質的に科目内容の変更を伴うものではありません。」とありますので学力に関する証明書の事項名の変更や次年度の学生向け手引き記載の事項名を変更する程度の対応にとどまると思います。メール文中にある「科目の名称変更」は「事項の名称変更」の誤りかと思われます。

以　上